

過労死、自殺…日中韓で課題

3カ国の研究者参加しシンポ



遺族、被害者の支援論議

過労死問題に取り組む遺族、研究者、弁護士、医師らでつくる過労死防止学会第4回大会が2、3の両日、北海学園大（札幌）で開かれた。日本、中国、韓国の研究者らによる国際シンポジウムでは、過労死や過労自殺が中国や韓国でも問題になっていることが報告され、各国で行われている遺族や被害者の支援、研究課題を議論した。分科会では、裁量労働制が長時間労働の温床になっている問題などが話し合われた。

分科会 裁量労働制 報告も

初日の国際シンポジウム

で、中国適切労働学会の楊河清会長（首都経済貿易大教授）は「中国でも過労死は深刻な問題と考えられており2000年以降、研究が本格的に行われるようになった」と述べた。一方で

「経済学や法学の研究は比較的多いが、医学や心理学の研究はまだ十分ではない」と課題を挙げた。韓国の過労死予防センター（ソウル）の鄭乗郁所長（弁護士）は、日本の労働問題

を話し合ったシンポジウム

（編集委員 中村康利）

働基準法にあたる韓国の勤労基準法が今年2月に改正され、休日労働を含めた労働時間の上限が、週68時間から週52時間に短縮されたこと紹介した。

鄭所長は昨年11月に設立された過労死予防センターの開所式で「過労死問題の専門家である関西大の森岡孝二名誉教授を招き、日本の過労死問題を講演してもらった」と日韓の専門家の連携を取り上げた。センターの取り組みとして、過労死などの労災申請や行政訴訟の支援、遺族会の運営などを行っていること述べた。

過労死弁護士全国連絡会 議代表幹事の松丸正弁護士

（堺）は、1988年から全国各地で電話相談などを行っている「過労死110番運動」について「相談をきっかけに、大勢の遺族が訴訟を起こして弁護士や支援団体が支えてきた」と紹介した。

運動の成果として、過労死が社会問題として注目され、国が精神障害や自殺の労災認定基準を策定したことなどを挙げた。

また、「現在も従業員の労働時間を正確に把握していない企業が少なくなく、過労死の救済と予防の両面で課題になっている」と指摘した。

2日目は6分科会を開催。このうち裁量労働制をテーマにした分科会では、塩見卓也弁護士（京都）が、実際の労働時間にかかわらず、あらかじめ労使で定めた時間に基づき賃金を支払う裁量労働制の問題点を報告した。

塩見弁護士は、独立行政法人労働政策研究・研修機構が行った裁量労働制の労働時間の調査結果をもとに、研究や新聞取材などを対象にする専門業務型裁量労働制について「過労死ラインとされる月80時間近く時間外労働をしていると考えられる労働者の割合（11・3％）が、通常の労働時間制の場合（3・9％）を大きく上回っている」と述べた。

事業運営、企画、立案業務を対象にした企画業務型裁量労働制についても、塩見弁護士は、不動産大手・野村不動産（東京）で、この制度を適用された多数の従業員が制度対象外の営業活動を行い、うち社員1人が過労死した問題を取り上げた。塩見弁護士は「裁量労働制は違法に適用されても問題が明らかになりづらい面がある」として、みなし労働時間と実労働時間の差が著しい場合に適用を認めないなど、法改正を行うことで規制強化する必要があると話した。

塩見弁護士は、独立行政法人労働政策研究・研修機